

〇流山市印刷物等有料広告掲載取扱要綱

平成16年2月9日

告示第12号

改正

平成16年4月5日告示第78号

平成24年11月14日告示第136号

流山市印刷物等有料広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発行する印刷物等への有料による広告掲載の取扱いに関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「印刷物等」とは、広報紙、パンフレット、ホームページ、その他広告媒体として活用が可能なものとする。

(広告掲載の対象)

第3条 印刷物等を所管する部署は、広告の掲載に努めるものとする。

(広告掲載の基準)

第4条 印刷物等に掲載できる広告は、市民生活に関連したものであって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 市の印刷物等の公共性及びその品位を損なうおそれがあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づき許可又は届出を要する営業に該当するもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に関するもの
- (4) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの又は反するおそれがあるもの
- (5) その他市の印刷物等に掲載する広告として適当でないと市長が認めるもの

(広告の掲載順位)

第5条 印刷物等に広告の掲載を希望するもの（以下「広告掲載希望者」という。）の広告掲載希望が同一の印刷物等について重複した場合には、広告の掲載の順位は、次のとおりとする。

- (1) 国、地方公共団体、公社、公団、公益法人その他非営利団体に係る広告
- (2) 私企業のうち、公共性の高い企業で市内に事業所等を有するものに係る広告
- (3) 前各号に掲げるもの以外の広告

(広告の規格等)

第6条 広告の規格、枠数、掲載料等は、当該印刷物等ごとに市長が別に定めるものとする。

(広告掲載希望者の募集等)

第7条 印刷物等を所管する部署は、申込期間等必要事項を定め、広報紙等において、広告掲載希望者を募り、又は掲載対象者を選定して直接依頼するものとする。

(広告掲載の申込み)

第8条 広告掲載希望者は、広告掲載申込書(別記第1号様式)に掲載しようとする広告の案を添えて、市長に提出しなければならない。

(広告掲載の決定等)

第9条 市長は、前条の申込書を受けたときは、申込期間終了後、速やかに広告掲載の可否を決定し、広告掲載可否決定通知書(別記第2号様式)により広告掲載希望者に通知するものとする。

2 前項の規定による可とする決定(以下「掲載決定という。」)を受けた広告掲載希望者(以下「広告主」という。)は、市長が指定する期日までに、掲載しようとする広告の版下原稿を提出しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による広告掲載の可否の決定に際し疑義が生じたときは、第15条に規定する広告掲載審査委員会(以下「審査会」という。)に審査を要求する。

(広告掲載料の納付)

第10条 広告主は、広告掲載料を市長の指定する期日までに、一括して納入しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(広告主の責任等)

第11条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 版下原稿の作成経費は、広告主の負担とする。

(広告代理店への業務委託)

第12条 第6条の規定にかかわらず、市長は、必要であると認めるときは、広告の募集を広告代理店に業務委託することができる。

(掲載決定の取消し)

第13条 市長は、印刷物等の編集上支障があるとき、市長が指定する期日までに版下原稿を提出しなかったとき、又は、広告掲載料を納入しなかったときは、掲載決定を取り消すことができる。

2 前項の規定により、掲載決定を取り消したときは、掲載決定取消通知書(別記第3号様式)により、当該広告主に通知するものとする。

(広告掲載料の還付)

第14条 掲載決定後、広告主の責に帰さない理由により、広告が掲載できなかったときは、掲載料を還付する。

(広告掲載審査委員会の設置)

第15条 印刷物等に掲載する広告の掲載について審査する機関として、審査会を設置する。

2 審査会の委員長は企画担当部長とする。

3 審査会の委員は、広報担当課長、企画担当課長、総務担当課長、財政担当課長、商

工担当課長及び青少年担当課長をもって充てる。

(会議の開催等)

第16条 委員長は、第9条第3項の規定による審査の要求があった場合において、委員長が必要と認めるときに、速やかに審査会を招集し、審査を行うものとする。

2 審査会の会議は、委員長がその議長となる。

3 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(会議結果の報告)

第17条 委員長は、審査会の会議の結果を速やかに市長に報告しなければならない。

(庶務)

第18条 審査会の庶務は、企画担当課において行う。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成16年4月5日告示第78号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成24年11月14日告示第136号抄)

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(適用除外)

4 この告示の施行の際、現に存する無償による提供を受けている広告入り封筒、その広告主、広告内容、封筒無償提供者については、この告示の規定は適用しない。

別記

第1号様式 (第8条関係)

第2号様式 (第9条関係)

第3号様式 (第13条関係)